

安心・安全な毎日のために

令和5年の交通事故発生状況

令和5年中の庄原市の交通事故総数は728件（人傷事故17件、物損事故711件）でした。

交通事故死亡事故の発生はありません。交通事故総数も、昨年比べて35件減少しました。

【県内・市内の交通事故発生状況】

	広島県		庄原市	
	令和5年	昨年比	令和5年	昨年比
人傷事故件数	4,686件	+371件	17件	+1件
死者数	78人	+4人	0人	-2人
うち 高齢者死者数	38人	±0人	0人	-1人
負傷者数	5,513人	+425人	19人	+2人

自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日からすべての自転車利用

庄原警察署 ☎0824・72・0110

者のヘルメット着用が努力義務となっています。

交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることがとても重要です。スポーツの時だけでなく、買い物など日常生活で自転車に乗るときや、**通学で自転車を利用する高校生も**、ヘルメットを着用して頭部を保護しましょう。

ヘルメットは、なるべく「SGマーク」などの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。

春の全国交通安全運動が実施されます

実施期間
4月6日(土)〜15日(月)の10日間

- 1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

です。こどもから高齢者まで、みんなで交通ルールを守って、交通事故をゼロにしましょう。

住民告知端末

異動に伴う手続きをお忘れなく

行政管理課広報統計係 ☎0824・73・1159

住民告知端末は、NTT西日本のフレッツ光回線を活用し、災害などの緊急情報や行政情報、イベントの開催情報などを音声でお伝えするものです。

引っ越しなどにより、移転・使用中止する場合は、告知端末・光回線それぞれ手続きが必要です。



告知端末・光回線の新規設置

NTT西日本のフレッツ光回線を設置することで、告知端末を使用することができま。光回線を利用する際には、ぜひ告知端末も併せてご利用ください。

新規設置手続きについては、行政管理課または各支所総務室にご相談ください。

※市内に転入した人や、市内で新たに事務所を設置する人など、フレッツ光回線設置工事費の補助を受けられる場合があります。

※告知端末はフレッツ光以外の回線では利用できません。

告知端末の移転・使用中止

行政管理課または各支所総務室へ、「移転・使用中止届出書」を提出してください。

- ・移転
告知端末を、ご自身で移転先に移動、接続してください。
- ・使用中止
告知端末を市へ返却してください。

光回線の移転・使用中止

NTT西日本島根コンサルティングセンター（☎0800・200・3499）に電話し、手続きを行ってください。

ホームページでも 放送内容を確認できます

定時放送（全域）で放送した内容を、市ホームページに掲載しています。
https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/government/kohokocho/koho/kokuchi/post_809.html



また、庄原市公式LINEからも確認できます。

リッチメニューの「広報」↓「告知放送」の順にタップしてください。